

報 道 資 料

発表日：平成22年9月6日
所 属：土木部 公共工事契約課
担 当：西村、藤田、大東
TEL：内4140、4113、4134
直0742-27-7425

奈良市談合事件に係る入札参加停止措置軽減

奈良市発注工事において、談合行為があった193者(うち途中追加3者)に対して、平成21年9月8日から2年間の入札参加停止措置を行っていましたが、入札参加停止措置要領第5条第5項の規定により期間を2分の1とすることを決定しました。

- ①期間 **入札参加停止措置要領第5条第5項に基づき期間を2分の1とする。**
- ②対象業者 184者(建設業を廃業した9者を除く)
- ③理由 発注者である奈良市が指名停止措置期間の軽減(2分の1)を決定したが、奈良市が判断した事由である市議会の決議、建設業者の現況、地元経済・雇用への影響、有識者の意見及びそれらを基に行った奈良市の決定を、県として総合的に判断すれば、県の措置要領第5条第5項に規定する特別の事由に該当すると考えられるので、条件を付した上で軽減するのはやむを得ない。
- ④軽減する条件 対象業者が、入札参加停止措置要件に該当する行為を行った場合は、極めて悪質といえ、入札参加停止措置を行う場合は、措置要領第5条第6項を適用し、該当する入札参加停止措置期間の2倍の期間とする。
ただし、対象期間は平成22年9月8日から平成23年9月7日の間とし、対象期間中に措置要件に該当する行為を行った場合に適用し、対象期間前に行われた行為については適用しない。

【参考】

奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領

第5条

5 知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について入札参加停止の決定前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加停止の決定後明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第3項までの規定により定めた入札参加停止の期間に2分の1を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。

6 知事は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があると認めるとき、又は入札参加資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認められるときは、別表各号に定める入札参加停止の期間に2を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。